



## 結婚したお二人の新しい門出と 第3子以降の新生児の誕生を祝福します



結婚祝金・出産祝金制度がスタートしています。  
詳細については、下記までお問い合わせください。

【申請窓口】 羅臼町役場企画振興課（お問い合わせ：TEL 87-2114）

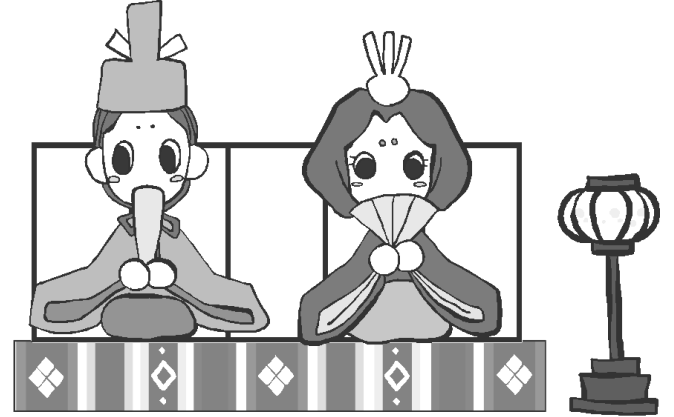
【支給額】 結婚祝金・出産祝金共に、お祝金10万円  
（うち5万円は、羅臼町商工会商品券で交付します。）  
※祝金の支給には、申請が必要です。

次の条件を全て満たしている方が対象となります。

【結婚祝金】 ①夫婦あるいはどちらか一方が羅臼町に住所を有している方。  
②婚姻届後、2ヶ月以内に羅臼町に住所を有し、夫婦共に定住する意思があること。  
③羅臼町公民館等において、結婚祝賀会（出席者50名以上）を催していること。  
④夫婦共に町税等の滞納がないこと。  
⑤結婚祝金の申請期間は、婚姻届を提出されてから1年以内。

【出産祝金】 ①新生児（第3子以降）で、出生後最初の住民登録が羅臼町内になされ、父母等が養育・監護する子であり、かつ支給対象児と同一世帯に住民登録があるもの。  
②対象児と同居し、養育する者。  
③羅臼町に居住し、引き続き羅臼町に住所を有する意思のある者。  
④受給資格者及びその世帯員に町税等の滞納がないこと。  
⑤出産祝金の申請期間は、対象児の誕生日から6ヶ月以内。

# 情報掲示板 2月26日



## 自動車税の住所変更をお忘れなく

自動車税は、4月1日現在の登録に基づいて課税される税金です。  
引っ越しで住所が変わったとき等は、運輸支局で変更登録を！！

☞ 次の場合は運輸支局で登録手続きが必要です。

- ・住所が変わったとき（変更登録）
- ・自動車を売買したとき（移転登録）
- ・自動車を使用しなくなったとき（抹消登録）

※平成30年度の自動車税納税通知書を確実にお届けするために、3月中に手続きをお願いします。

☞ 変更登録が間に合わないときは・・・

札幌道税事務所自動車税部にご連絡いただくか、道税ホームページから自動車税の住所変更手続きが可能です。

☞ お問い合わせ先

札幌道税事務所自動車税部

【☎011-746-1197】

【<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/zim/address/index.htm>】

## 法務局で「法定相続情報証明制度」が 始まりました!!

これまで、亡くなった方の名義の預貯金や保険、更に不動産の登記名義の変更といった相続手続きに関しては、手続先（金融機関や保険会社、法務局など）ごとに戸籍謄本などの書類の束を提出する必要がありました。

このような不便を解消するため、平成29年5月29日（月）から全国の法務局で「法定相続情報証明制度」が開始されています。

この制度は、相続人が戸籍謄本などの書類の束と申出書などを法務局に提出し、法務局が法定相続人に関する証明書を、必要な枚数、無料で発行することで、他の手続先に戸籍謄本などの書類の束を提出せずにこの証明書で対応できるというものです。ぜひご利用ください。

\* 法定相続情報証明制度の詳しい手続きは、**法務局ホームページでもご覧いただけます。** ([http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7\\_000013.html](http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000013.html))

## ☆あなたのまちづくり活動を応援します☆

例えば：町内会館修繕、スポーツイベント開催、商品開発研修など

事業名	補助率 (対象事業費の)	支援内容
○いきいき地域提案型事業	2分の1以内 ※地域より提案された事業の資材購入費は、全額補助します。	熱意のある街づくり活動や地域を活性化させるための事業を応援し、活動費や資材等の購入経費を支援します。
○地域産業活性化事業	2分の1以内	産業活性化に向けた人材育成や研修などを支援します。
	3分の2以内	個性的な産業振興事業や地域によりご提案された事業を支援します。

羅臼町には、まちづくりのための  
各種支援制度があります。

【お問い合わせ先】 羅臼町役場まちづくり課 TEL 87-2162